

竹内流の技術名称

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2009-04-15 キーワード: 作成者: 真柄, 浩 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/5050

竹内流の技術名称

真 柄 浩

はじめに

嘉納治五郎が講道館柔道を創設したのは明治15(1882)年です。柔道の技術的基盤をなしたのは、彼が修業した柔術である事はよく知られています。現在、私達が柔道の乱取りや試合で見る技や、形として練習されている技術のなかに、あるいは、その技術名称の中に、柔術時代から現在まで連綿と受け継がれているものも少なくありません。柔道の形が制定されるときに柔術の竹内流が少なからず関わっていたことは余り知られていません。竹内流の門人で後に柔道の達人といわれた人もいます。

その竹内流は、柔術のなかでも最も古いと言われ、一之瀬城主竹内中務大輔久盛により天文元(1532)年、美作国(現在の岡山県北部)で誕生しました。現宗主13代久教は重大なる決意のもとに、一子相伝・門外不出の掟を改め、貴重な免状、伝書、古文書の類を公開し「日本柔術の源流竹内流」として著すことにしました。今は古武道が著しく注目を集めるようになった時代的背景もあります。そして多くの人々が学問的に研究していることもあげられます。

本研究は公開されたこの資料をもとに、竹内流技術名称の収録を第一義的に捉えて行いました。次いでその変遷に触れ、いくつかの考察を試みました。

竹内流の公開

現在は古武道の文化的な価値が見直され、人々に注目されるような時代になった。民衆武術として親しまれ、発達してきた歴史的な背景にも興味をそ

そられる。何時の時代でも隆盛を続ける事は難しく、衰退する時期もあったと思われる。近い時代では、西欧化や価値観の多様化、度重なる戦争と民力の疲弊化、そして経済復興と過疎化、さらには修業者の減少などがこれに当たるといえる。伝統の継承と秘術の公開、この相反する命題を解決したのが保存と振興を目的とした竹内流顕彰会の発足であった。日下捕手開山竹内流宗家13代竹内藤一郎源久教の熱慮断行、一大決心があった。これにより竹内流は物心両面の援助を受けながら、時代に即応した形で継承される事になった。竹内流顕彰会、竹内流編纂委員会、高弟、門人、そして行政や歴史編纂専門家の助けを借りて著された「日本柔術竹内流」により竹内流技術名称の収録を行った。

竹内流の誕生

地方の一豪族でさえ自分達の土地や親族を守るために、合戦に明け暮れた時代背景の中に、柔術で最も古いものの一つとされている竹内流は美作国に誕生した。その竹内流の開祖である竹内中務大輔久盛は身体的に決して大柄とは言えず、小柄ながら一城の主、堺和郷の盟主として、一族郎党を結束させるためにも、武芸の鍛練に勤しんだ。天文元（1532）年、愛宕神の助けを借りて難行苦行の末に開眼し小具足、捕手腰之廻を編み出した。その後、技術に改良を重ね、小具足腰の廻、捕手、迅縄、剣法、槍、殺活法などを総称して竹内流と名乗った。天覧に供する機会があり、ときの朝廷後水尾天皇より日下捕手開山の称号を賜った。修業・伝授する内容は、一子相伝、親兄弟であっても他言は許されない免許印可の秘術の他に、礼儀作法、武芸修練の心構え、神仏に対する敬神の心得、日常生活における諸秩序など精神修養にも心を配った。

竹内流は現在においてもその秘術を連綿と引き継いでいる。日下捕手開山竹内流十三代目師範竹内藤一郎久教は、苦学勉強、家法を守り流儀を再興し、その奥義を極めた。そして更なる技術的發展、世人への広い普及、また、優れた運動文化財として後生に伝えるためにも竹内流顕彰会を設立して保存と

伝承に力を注ぎ、門外不出444年の歴史を改革し、「日本柔術の源流竹内流」の出版に尽力した。

その公開された書物「日本柔術の源流竹内流」によれば、竹内流はまさに源流でここから派生した流派は次の30数派に及ぶ。以下に示すと、次のようになる。

竹内畝流（竹内新流）、双水執流（二上流）、伯耆流腰之廻、高木流体術、高木流柔術、無関流体術、戸田流小具足、田辺流（行覚流）、曲淵流、力信流、竹内判官流、荒木無人斎流、竹内三統流、霞神流、清心流（三神荒木流）、荒木刀流、霞真流、涼天覚清流、日本伝三浦流、難波一甫流（一步流）、難波一刀流剣（真貫流）、真得流（一甫流体術）、不遷流、風伝流（竹内流槍）、制剛流、御家流、円心流、扱心流、呑敵流、竹内起倒流、備中竹内流。

一子相伝の歴史

竹内久盛によって興された竹内流は2代久勝で日下捕手開山を許され、3代久吉は山間に道場を移築して制度の整備をし、この3代で竹内流はほぼ完成されたとある。4代久次による家法・智仁勇の「三徳抄」、5代久政による「古語記」千匹狼の教え、6代久重も隆盛を保持、7代久孝は経済的復興をはたし、8代久愛による支流・分流調査、9代久居は中興の祖、10代久雄は京竹内家と親交を深め、11代久則は士族に編入され、12代久光と久継は古武道・竹内流の保存と普及に尽力、13代久教による「日本柔術の源流竹内流」出版と、決して途絶えることなく、今日まで脈脈と隆盛を伝えてきた。しかしながら、いくどかの危機を乗り越えて一子相伝の歴史を守ってきた事も事実である。歴代竹内流師範を纏めると次のようになり、さらに、師範を中心にした系譜を図1に示した。

竹内流元祖正五位下 竹内中務大輔久盛

日下捕手開山竹内流二代目師範 久盛次男 竹内常陸介久勝

日下捕手開山竹内流三代目師範 久勝長男 竹内加賀之介久吉

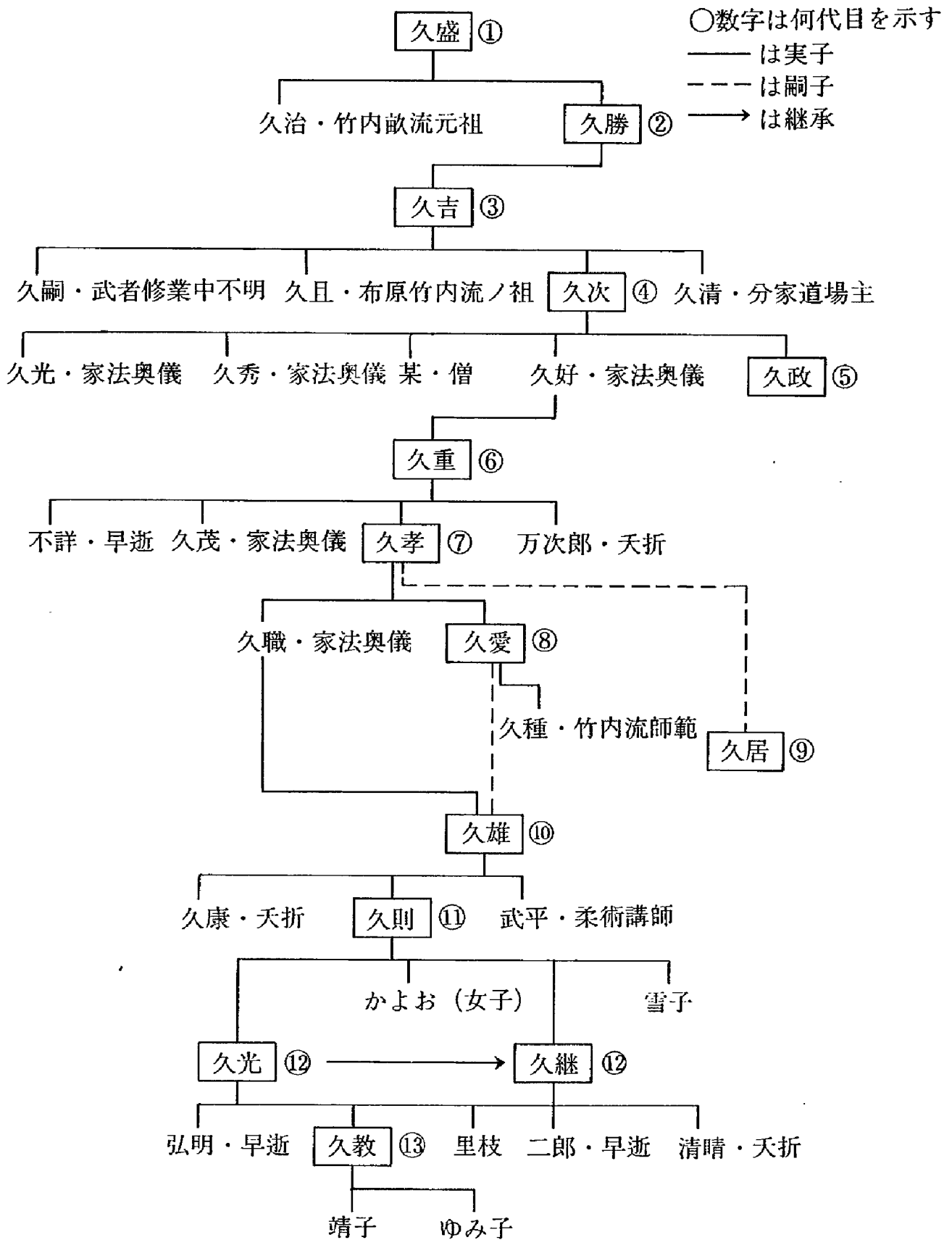
日下捕手開山竹内流四代目師範 久吉三男 竹内藤一郎久次

日下捕手開山竹内流五代目師範 久次五男 竹内藤一郎久政
日下捕手開山竹内流六代目師範 久次四男・久好長男 竹内藤一郎久重
日下捕手開山竹内流七代目師範 久重三男 竹内藤一郎久孝
日下捕手開山竹内流八代目師範 久孝次男 竹内藤一郎久愛
日下捕手開山竹内流九代目師範 久孝嗣子 竹内雅門太久居
日下捕手開山竹内流十代目師範 久孝長男・久職長男（久愛嗣子） 竹内藤一郎久雄

日下捕手開山竹内流十一代目師範 久雄次男 竹内藤一郎久則
日下捕手開山竹内流十二代目師範 久則長男 竹内輝真久光
日下捕手開山竹内流十三代目師範 久光次男 竹内藤一郎久教

図1を見ると、分流・子流の祖、分家道場主、家法奥義の文字に注目される。初代久盛の長男久治と次男久勝では、僅かに次男久勝のほうが技量的に優れていたと記されている。竹内家の本家は嗣子久治が家督を継いだにもかかわらず、竹内流は次男久勝が免許皆伝・印可となっている。兄弟の技術的な差はほんの僅かばかりであったと思われる。なぜならば、長男久治は竹内流の分流と記されている竹内畝流を興してその元祖に治まり、その新流はその後、実に9代まで引き継がれた内容を誇るものである。そのように優れた新技術体系を開発する事は、継承された流派を守る事と同じくらいに苦労が多いと考えられる。現在であれば兄弟仲良く、同じ暖簾を掛けてとなろうが、一子相伝では許されず、違った道を歩まねばならなかったのであろう。この様にして見てくると、流派を守り系譜に一代を書き加える事は実に重みのある、一大事であると理解できる。家法奥義とあるのも同じ様な事が考えられる。兄弟が同じ様な稽古修業を積みながら、選ばれるのは一人、そうならなかった者は家法奥義を携えて分家し道場を持ったのであろう。誰でもが新流を興せるとは限らない。一子相伝では、さらに年齢的な差も配慮しなければならない。師範とあまり年齢が近くても、またあまり若すぎても免許は皆伝できない。竹内流の家法に武者修行に出る事、晩婚であること、代々藤一郎

図1. 日下捕手開山竹内流系譜



を襲名する事、主君に仕えぬ事、武士・町民わけ隔てなく接する事などがある。そのひとつひとつが民衆武術を守り、伝統を継承し、優れた技術を伝える方策として考えられた結果と思われる。

また図1から、いくどかの危機を乗り越えて一相子伝の歴史を守ってきた様子も窺い知る事が出来る。久次5男・5代久政に子がなく、久次4男・久好の子久重が6代目を継いだ。江戸表で竹内流の普及に当たっていた久政に代わり、同門の高弟竹内兵助が、若い久重を養育・指導し、後見役として稽古鍛練し6代目に育て上げ、竹内流の伝統を守った。8代目久愛が急逝し一子相伝、長男久種はまだ幼少7歳で流派の継承は出来ない。甥の久職長男久雄は15歳で、技術的に未まだその域に達していない。後见人・竹内雅門久居の献身的な指導と努力のおかげで、久雄は10代目を襲名できた。後に久居は久孝3男に列せられ、久雄は久愛の嗣子となった。一つの流派を守り通すために、呼び寄せられたり、分家したり、養子縁組みをするなど、多くの人々の運命がここに介在している。

竹内流の教え

竹内流を今日まで連綿と継承して来たその根本的思想は実に壮大なものがある。それらのうち、いくつかを以下に記す。

「古語伝」に、久政或る夜、狼一疋来るを一刀のもとに切る、次の夜二疋来る之を切る、三夜四疋来るを又切る、四夜八疋来るを切る、五夜は何物も現れず、六夜狼三疋来り之を打つ也、三日後、狼廿疋狂ひ来る、一度に十五疋飛びかかる、大いに危きところ、力を出して左右、右左と切り捨てる、次夜は生捕りせんと大小の刀、小枝に懸け身を固めて待つ也。

夜半狼八疋一度に来る、猛り狂いほえる也、前夜の仇を報はんと、一頭ほえれば千疋伝わりて来る也、其のたけき勢い何に例へん。久政恐れず、飛びかかる狼をうつ手、ひく手、くちく手、つかむ手、おす手、なぐる手、さす手、からむ手、たたく手、くぐる手、ころばす手、捻^{ひねる}手、きる手、つく手、しりぞく手、支える手、うちはる手、になう手、こみ手、もむ手等の方法を

以て打ち防ぐといへども、少しも倒れず、^{しよつげつ}猖獗（いきおいたける）に至る。

久政一騎当千の働きをなすが、^{れいかん}冷汗の^{ぼうだ}滂沱たり。そのとき鶏声一きわ高くあり、千狼はしり去りぬ。

此処山僻人家なし、不思議なり、千狼また来るを待つも、天白く^{ばくぜん}只冀全たり、一休みして我家に戻る、他日又同所に修行に出れば何物も来らず。

『世の諺にある千疋狼なりと。子孫にいましめの談となす也』。

教えを1つの挿話として解説しているものであろう。さらに技術的な修行や開発の様子、技術的な分類、順序の研究、教養としての文字的な遊び心なども感じられる。

「聖人ノ三徳」心ニ疑ヒ無キハ智ナリ。心ニヨク分別シテ後悔無キハ仁ナリ。心剛ニシテ強キハ勇ナリ。と三徳抄で教えている。続けて論語ニ孔子ノ智ハ、不_レ惑、仁ハ不_レ憂、勇ハ不_レ懼ト言ヘルハ是ナリ。これなどは、洋の東西を問わず、書物を読み、教養に裏づけられた竹内流の精神の現れであろうと思われる。何代にも亘り、継承され、加筆や訂正がなされ、精練されたものになって行ったと考えられる。此ノ三ツハ古モ今モ人々ノ心ニ受ケ入テ有ル事ナレバ達徳ト名付ク。一、君ハ天下ノ人々ヲ愛シ、臣ハ君ニヨク仕ヘ父ハ子ヲアハレミ、夫ハ外ヲ治メ、婦ハ内ヲ治メ、兄ハ弟ヲ教ヘ弟ハ兄ニ従フ、友達ハ礼儀ヲ以テ交ル、是レ皆智仁勇ノ内ニ有リ。一、此ノ五ツノ人倫ノ道ヲヨク知ルヲ智トス。一、此ノ道ヲ心ニ備ルヲ仁トス。一、此ノ道ヲヨク行フヲ勇トス。これなどは、その好例であろうと思われる。

「掟」として何か条かが見受けられる。主に道場にあつて、いかに稽古をするかの心得を説いたものであるが、その精神は、現在の講道館柔道修行者心得と共通するものが多い。

この様な教えを通じて最終的には、自らを律し、我に勝、人の道を極める事にある。さらに家を興す「大勇」と人々を生かし、国を治める「大智」を授ける事にあつた。極意奥伝は、「抜き打ちも払ふも切るもただ一つ真理(まこと)の道を行けば勝つべし」とある。この「真理(まこと)の道」が、竹

内流の奥儀としていることは興味深い。

竹内流は、修行のみに心血を注いで来たわけではなく、子女や婦人、日常生活においても多くのことを教えている。宗家に生まれた男子は3才にして道場に立ち、談話するときは相手の目を見て話をし、訪問の心得として戸の開け閉めや部屋での位置どりまで詳しく教えている。これは礼儀作法としての嗜と、武芸修行者としての側面もあると思われる。農作業中に於ても武芸の鍛練を考え、就寝に際してもいくつかの心得があった。主婦は油断なく台所を見張り、集りごとがあり飲食がふるまわれるときは決してそこから離れてはいけない。娘、嫁も流儀の習得に励み、稽古も行うべしとある。一子相伝は、一族の大いなる精神と研讃から成り、後世に継承されて来た。精神的な支えとしてこの様に多くの決まりごとが、実に重要な基盤となっていたことは興味が尽きない。

なかでも、日本武徳会柔道乱取制定委員会に於て、高名な柔術家が自流の技術を採用してもらおうと、七日間にわたり議論が白熱したが、竹内流は、22名の委員中本流支流合せて8名の委員を出席させていたにもかかわらず、その影響力を行使せずに最終決定を見た。嘉納治五郎は、竹内流を重要視していたが、竹内流の技は採用されず一子相伝、流儀の公開を阻んだとする見解は新鮮である。

技術名称の収録

日本柔術の源流とも言われる竹内流の技術名称の収録に当たっては、竹内流編纂委員会の編集による「日本柔術の源流竹内流」第5章総合武芸としての竹内流、竹内流目録に従った。そこでは、捕手、捕手捕縛、捕手腰之廻(小具足組討)、剣法齊手、剣法抜刀(居合)、羽手「拳法躰術」「柔術」、棒、薙刀、殺活法(経絡)の9つの武術に分類されて記録されている。技術名称の収録に際し、可能な限り原本に忠実な引用が行われ、以下に収録された。羽手「拳法躰術」「柔術」の小手碎片手取之事と小手碎両手取之事で、片手取と両手取がわざわざ2行になって記されており、何らかの意味があると思われ

るが、編集・印刷の制約もあり、深く詮索しないで1行に書き碎いて記録した。

竹内流目録

捕手五ヶ条 ⑤

○数字は技術名称数

立合之事、居合之事、込添之事、風呂誥之事、極意向上之事、

捕手捕縛四十八ヶ条 ④7

通用繩二ヶ条之事

迅繩七ヶ条之事

大擗繩、小擗繩、用捨繩、助繩、下緒繩、預繩、腰繩

半繩七ヶ条之事

高手小手繩、被官繩、侍繩、疑繩、三寸繩、乳割繩、袈裟繩

本繩七ヶ条之事

亀甲繩、二菱繩、三菱繩、十文字繩、三鱗繩、四ツ目繩、渡繩

伝授繩七ヶ条之事

晒繩、払繩、番不入繩、手錠繩、逆手繩、海老責繩、渡繩

極意繩七ヶ条之事

細繩、流繩、四寸七節繩、切繩、下緒留繩、投繩、神繩

大極意繩五ヶ条之事

五寸繩、八寸繩、太刀繩、棒繩、真繩

捕手腰之廻 (小具足組討)

「短劍術」表二十五ヶ条 ②5

忽離之事、清見之事、脇指鞘拔之事、鴨之入首之事、脇指落手之事、脇指横刀之事、脇指入違之事、柄碎之事、大殺之事、倒切之事、右之手取之事、大乱之事、小乱之事、四ツ手刀之事、戈縛之事、脇指心持之事、奏者取之事、鎧返之事、通之大事之事、刀落手之事、大殺無外之事、脇指敵胸取之事、大小一籠之事、両手取之事、人質請取様之事

裏五十四ヶ条口伝有 ②5

忽離之事、清見之事、脇指鞘拔之事、鴨之入首之事、脇指落手之事、脇指橫刀之事、脇指入違之事、柄碎之事、大殺之事、倒切之事、右手之事、大乱之事、小乱之事、四ツ手刀之事、戈縛之事、脇指心持之事、奏者取之事、鑑返之事、通之大事之事、刀落手之事、大殺無外之事、脇指敵之胸取之事、大小一籠之事、両手取之事、人質請取樣之事

小裏十五ヶ条口伝有 ⑮

忽離之事、鴨之入首之事、脇指落手之事、脇指橫刀之事、柄碎之事、大殺之事、右之手之事、大乱之事、四ツ手刀之事、戈縛之事、奏者取之事、鑑返之事、刀落手之事、両手取之事、大小一籠之事

極意八ヶ条 ⑨

大脇指之事、小脇指之事、仕掛留之事、拔留之事、玄蕃留之事、戸入之事、行身之事、監物留之事、中村留之事

裏極意五ヶ条口伝有 ⑤

清見之事、鴨之入首之事、千鳥之事、附移之事、左座之事

秘奥之伝七ヶ条之大事 ⑦

脇指鞘拔之事、鴨之入首之事、大殺之事、右之手取之事、奏者取之事、両手取之事、人質請取渡之事

秘奥十五ヶ条之大事 ⑮

忽離之事、橫刀之事、入違之事、柄碎之事、大殺之事、倒切之事、大乱之事、小乱之事、四ツ手刀之事、心持之事、通之事、刀落手之事、大殺無外之事、敵胸取之事、大小一籠之事

秘奥七ヶ条之伝 ⑦

忽清之事、鞘拔之事、落手之事、戈縛之事、脇指心持之事、鑑返之事、大殺無外之事

劍法齊手

劍法前齊手六ヶ条 ⑥

一心一刀之事、切返之事、左劍之事、提刀之事、柄入之事、錨摺之事

劍法中齊手六ヶ条 ⑥

太刀落之事、責落之事、逆手投之事、小手取之事、四ツ手碎之事、清眼捌之事

劍法中齊手裏四ヶ条 ④

太刀落之事、責落之事、逆手投之事、小手取之事

劍法奥齊手五ヶ条（鉄扇捌ともいう） ⑦

隠劍之事、陽劍之事、上入之事（無刀取）、下入之事（無刀取）、極意齊手之事

極意必勝五ヶ条 ⑤

鎧組之事、突手之事、身之劍之事、驚落之事、忽卷理之事

奥秘劍三ヶ条 ③

潜龍劍之事、飛龍劍之事、応龍劍之事

劍法拔刀（居合ともいう）

前拔刀七ヶ条 ⑦

真行草之事・真、真行草之事・行、真行草之事・草、小手返之事、離切之事、冠落之事、四方固之事

中拔刀七ヶ条 ⑦

小手切之事、投打之事、柄碎之事、十文字之事、中道之事、請流之事、伏切之事

奥拔刀七ヶ条 ⑥

鎧留之事、向切之事、三方切之事、冠落之事、月影之事、稲妻之事

羽手 「拳法躰術」「柔術」

前羽手胸倉取七ヶ条 ⑦

小手破片手取之事、小手碎両手取之事、大力落之事、切落之事、見合之事、引掛之事、尺澤之事

座誥胸倉取三ヶ条 ③

卷留之事、組留之事、小手返之事

洗髮取三ヶ条 ③

卷落之事、突留之事、羽返之事

杖捕三ヶ条 ③

面しばき之事

小手しばき之事、提杖之事

拳張九ヶ条 ⑨

引違之事、扶錐留之事、車留之事、見込之事、水車之事、負投之事、拳碎之事、手刀之事、乱突之事

拳張座誥三ヶ条 ④

蓮華誥之事、取違之事、卷返之事、引合棒之事

中羽手五ヶ条 ⑤

虎乱之事、通違之事、伏返之事、紅葉狩之事、小膝廻之事

奥羽手十一ヶ条 ⑪

飼落之事、難波落之事、岩石落之事、車戸之事、片手投之事、千鶴之事、鉢投之事、小手責之事、滝落之事、虎乱之事、霞投之事

極意羽手工夫伝授七ヶ条 ⑦

向奏者取之事、柄扱之事、関貫之事、関取落之事、御前掛之事、縄捌之事、邯鄲夢之枕之事

拳法十二ヶ条 ⑫

昇降勢之事、電光勢之事、如水勢之事、屈伸勢之事、徐疾勢之事、隠顕勢之事、精微勢之事、発機勢之事、潰衆勢之事、隠陽勢之事、与奪勢之事、不識勢之事

男女拵術十七ヶ条「女子護身術」 ⑭

蜻蛉返之事、胸倉脱之事、片手横投之事、鉄扇捌之事、枕誥之事、御前掛之事、鎌之次第之事、手刀遁之事、天狗羽返之事、足手誥之事、張請乱之事、裏岩石之事、横刀遁様之事、袖返之事

仕合入身秘術七ヶ条 ⑦

立合之事、清眼之事、上段入之事、突清眼之事、太刀伏之事、行合之事、拔手留之事

仕合拔刀（居合）十四ヶ条

口伝につき枝名の公開を秘す

仕合小具足極意六ヶ条 ⑦

影焰之事、稲妻之事、天狗返之事、手傘仕合之事(唐傘之術三ヶ条)、据落之事、傘鉄扇之事

鍋蓋之術五ヶ条 ③

鍋蓋仕合之事、清眼之事、清眼捌之事

棒

表棒十二ヶ条 ⑫

物見之事、門構之事、芝引之事、腰車之事、肩崩之事、鷺之羽返之事、鶴之一足之事、鯉之水入之事、飛毛之事、蜻蛉返之事、順礼之事、二方搦之事

裏棒十二ヶ条 ⑫

物見之事、門構之事、芝引之事、腰車之事、肩崩之事、鷺之羽返之事、鶴之一足之事、鯉之水入之事、飛毛之事、蜻蛉返之事、順礼之事、二方搦之事

付裏棒十二ヶ条 ⑫

物見之事、門構之事、芝引之事、腰車之事、肩崩之事、鷺之羽返之事、鶴之一足之事、鯉之水入之事、飛毛之事、蜻蛉返之事、順礼之事、二方搦之事

奥棒八ヶ条 ⑧

石割之事、上入之事、下入之事、合引之事、飛鳥之事、稲妻之事、引合之事、清眼崩之事

棒極意五ヶ条 ⑤

裏八方之事、杖取之事、虎一点霞掛之事、虎乱天狗返之事、奥石割之事

棒極意四ヶ条 ④

鴨之入首之事、鷺之羽返之事、虎一点之事、霞掛之事

薙刀

前段八ヶ条 ⑧

水車之事、雨垂之事、風生之事、立戦之事、鷹冲之事、勢龍之事、正生之事、
虎乱之事

中段八ヶ条 ⑧

陽戦之事、風用之事、村雲之事、竜飛之事、虎翼之事、羽落之事、大蛇之事、
地裁之事

奥太刀合六ヶ条 ⑥

陽焰之事、稻妻之事、浦調子之事、水月之事、鷹之羽返之事、鷺落之事

奥伝槍合三ヶ条 ③

水車之事、準船之事、松風之事

極意六ヶ条 ⑥

川雪之事、並枝之事、村雨之事、柄留之事、二段突之事、水流之事

殺活法（経絡）

心中口伝殺活穴所卷

殺穴所 ⑳

雷光、百会、顔別、顔下、烏子節、人中、無明、続骨、釣鐘、水月、臆中、
明、分骨、松風、村雨、踊後、巔平、手首、鯖ノ尾、即窮、牛ノ鼻、風門、
肩門、露、力、高股、脊筋七九ノ間

胃経 ①

乳中

膀胱経 ②

心腧、釣鐘

肝肝経 ②

月影、稻妻

心経 ④

脇ノ下、独鈷、烏闍、鬼闍

肺経 ③

尺澤、明、由地

殺之大事 ⑦

独鉗、雷光、臚中、無明、釣鐘、心脇、脇ノ下

活法七ヶ条 ⑦

稲妻、月影、溺活、真闇、行即、草足、婦活

極意活法二ヶ条

極意惣活通伝、秘歌頌文

竹内流の技術名称収録を第一義に、さらに技術名称数の把握、検索の便に供するために五十音順一覧表を作成し表1に示された。作成に際しては明治大学教養論集210号「相撲技術名称の変遷」、明治大学教養論集250号「講道館柔道の技術名称」の手法を踏襲した。技術名称数の算出ではそれに含めたものとそうでないものがある。剣法奥斉手の無刀取、羽手「拳法躰術」「柔術」の唐傘之術は括弧つきで紹介されているが、別称と言うことで収録・計算した。剣法斉手の鉄扇捌、剣法抜刀の居合、は同じ括弧つきであるが、いわば大分類名称であるために採用されなかった。捕手捕縛の技術名称中、通用縄、迅縄、半縄、本縄、伝授縄、極意縄、大極意縄は、いくつかの技術名称を纏めた小分類名称的性格の名称であるが、個々の技術名称として使われている例もあり、ここでは数えられた。羽手「拳法躰術」「柔術」の仕合抜刀(居合)十四ヶ条は、口伝につ技名の公開を秘すとあるだけで、内容を窺い知ることは出来なかった。また、殺活法の肺経中に真行草で記された説明に終始する項目、同じく殺活法の極意法二ヶ条で極意惣通伝と秘歌頌文は明らかに技術名称ではないので、ここではその数にはいれなかった。三ヶ条とあるが4名称のもの、五ヶ条とあるのに3名称のものなど、その数字に多寡がいくつかあった。中には五十四ヶ条で25名称のものもあったが、見出しの数字に惑わされること無しに、あくまでも文献に記されている数量に従った。ここに収録された技術名称数は合計443であった。以下その内訳は、捕手五ヶ条・技術名称数5、捕手捕縛四十八ヶ条・技術名称数47、捕手腰之廻(小具足組討)・

表1 竹内流技術名称一覧

○数字は重複数

あ	合引之事、足手詰之事、頂繩、居合之事、石割之事、一心一刀之事、稻妻②、稲妻之事④、入違之事、隠顕勢之事、隠劍之事、陰陽勢之事、牛ノ鼻、雨垂之事、疑繩、裏岩石之事、浦調子之事、裏八方之事、上入之事②、飼落之事、海老責繩、負投之事、応龍劍之事、大殺之事⑤、大殺無外之事④、大襷、大乱之事④、大脇指之事、奥石割之事、落手之事、
か	潰衆勢之事、踊後頂、影焰之事、傘鉄扇之事、霞掛之事、霞投之事、肩崩之事③、片手投之事、通之事、通之火事之事②、片手横投之事、刀落手之事④、門構之事③、鎌之次第之事、神繩、鴨之入首之事⑥、唐傘之術、顔下、岩石落之事、邯鄲夢之枕之事、関貫之事、顔別、冠落之事②、亀甲繩、鬼闇、行即、切落之事、切返之事、切繩、屈伸勢之事、組留之事、車戸之事、車留之事、袈裟繩、玄蕃留之事、肩門、監物留之事、虎一点霞掛之事、虎一点之事、鯉之水入之事③、極意向上之事、極意齊手之事、極意繩、心持之事、腰車之事③、腰繩、鐙返之事④、鐙留之事、五寸繩、御前掛之事②、小襷繩、小手返之事②、小手切之事、小手棒片手取之事、小手棒両手取之事、小手しばき之事、小手責之事、小手取之事②、小膝廻之事、拳碎之事、込添之事、小乱之事③、虎翼之事、虎乱之事③、虎乱天狗返之事、小脇指之事、
さ	逆手投之事②、逆手繩、下緒留繩、下緒繩、提刀之事、提杖之事、左劍之事、蜻ノ尾、侍繩、鞘拔之事、晒繩、三寸繩、三方切之事、仕掛留之事、四方固之事、下入之事②、芝引之事③、尺澤之事、尺澤、十文字繩、十文字之事、準船之事、順礼之事③、徐疾勢之事、上段入之事、正生之事、松風之事、昇降勢之事、心脛②、真闇、人中、真行草之事(行)、真行草之事(草)、真行草之事(真)、不識勢之事、水月、水月之事、水流之事、清見之事③、清眼崩之事、清眼捌之事②、清眼之事②、精微勢之事、関取落之事、責落之事②、川雪之事、潜龍劍之事、勢龍之事、請流之事、奏者取之事④、草足、惣卷理之事、即窮、続骨、袖返之事、
た	大極意繩、大蛇之事、大小一龍之事④、大力落之事、倒切之事③、鷹冲之事、高手小手繩、鷹之羽返之事、高股、滝落之事、助繩、立合之事②、太刀落之事②、太刀繩、惣離之事④、太刀伏之事、惣清之事、體中②、千鶴之事、力、扶錐留之事、地裁之事、千鳥之事、中道之事、鳥子節、鳥闇、通用繩、杖取之事、柄入之事、柄杵之事⑤、柄留之事、柄扱之事、月影②、月影之事、突清眼之事、突手之事、突留之事、附移之事、鐙摺之事、露、釣鐘③、鶴之一足之事③、手傘仕合之事、手刀遁之事、手刀之事、溺活、敵胸取之事、手首、手錠繩、巖平、鉄扇捌之事、天狗返之事、天狗羽返之事、電光勢之事、伝授繩、戸入之事、通違之事、独鉗②、取違之事、蜻蛉返之事④、
な	中村留之事、流繩、投打之事、投繩、鍋蓋仕合之事、繩捌之事、難波落之事、二段突之事、明②、二方搦之事③、乳割繩、乳中、如水勢之事、拔手留之事、拔留之事、離切之事、

は	背筋七九ノ間、羽落之事、羽返之事、鉢投之事、発機勢之事、八寸繩、迅繩、 払繩、張請乱之事、番不入繩、半繩、被官繩、飛毛之事③、引合之事、引合棒之 事、引違之事、据落之事、左座之事、飛鳥之事、引掛之事、人質請取様之事②、 人質請取渡之事、飛龍剣之事、風生之事、風門、風用之事、婦活、伏返之事、伏 切之事、三菱繩、風呂詰之事、分骨、並枝之事、棒繩、戈縛之事④、細繩、本繩
ま	卷返之事、卷落之事、卷留之事、枕詰之事、真繩、松風、見合之事、右之手取之 事②、右之手之事②、見込之事、水車之事③、三菱繩、身之劍之事、三鱗繩、向 切之事、向奏者之事、無刀取②、胸倉脱之事、無明②、村雲之事、村雨、村雨之 事、面しばき之事、物見之事③、紅葉狩之事、百会、
や	行合之事、由地、行身之事、陽剣之事、用捨繩、陽焰之事、陽戦之事、横刀遁様 之事、横刀之事、与奪勢之事、四ッ手刀之事④、四ッ手碎之事、四ッ目繩、鎧組 之事、四寸七節繩
ら	雷光②、乱突之事、立戦之事、竜飛之事、両手取之事④、蓮華詰之事、
わ	脇指入違之事②、脇指落手之事③、脇指心持之事③、脇指鞘拔之事③、脇指敵之 胸取之事、脇指敵胸取之事、脇指横刀之事③、脇ノ下②、鶯落之事②、鶯之羽返 之事④、渡繩② (322計443)

技術名称数108、剣法斉手・技術名称数31、剣法抜刀（居合ともいう）・技術名称数20、羽手「拳法躰出」「柔術」・技術名称数95、棒・技術名称数53、薙刀・技術名称数31、殺活法（経絡）・技術名数53である。技術名称数からすれば、捕手腰之廻（小具足組討）108、羽手「拳法躰術」「柔術」95、棒53、殺活法（経絡）53、捕手捕縛47、剣法斉手31、薙刀31、剣法抜刀（居合）20、捕手5、の順である。この443名称のうち、複数の伝書に記された技術名称が、かなりの数で確認された。重複数の6つのものが“鴨之入首之事”1つ、以下同様に5つが“柄碎之事”“大殺之事”の2つ、4つが13名称、3つが20名称、2つが29名称で、合計65の名称で重複があった。これら重複した技術名称は、その重複した数が取り除かれ、最終的に322の技術名称が確認された。実に322名称中65名称・20%の名称が重複している事になる。

重複した技術名称中、最も多いのが鴨之入首之事であった。以下にその武術名と項目名、記載順番を記すと次のようになる。

鴨之入首之事 捕手腰之廻（小具足組討）「短剣術」表二十五ヶ条4番目

鴨之入首之事	捕手腰之廻 (小具足組討)	裏五十四ヶ条	3 番目
鴨之入首之事	捕手腰之廻 (小具足組討)	小裏十五ヶ条	2 番目
鴨之入首之事	捕手腰之廻 (小具足組討)	裏極意五ヶ条	2 番目
鴨之入首之事	捕手腰之廻 (小具足組討)	秘奥之伝七ヶ条之大事	2 番目
鴨之入首之事	棒	棒極意四ヶ条	1 番目

ちなみに柄碎之事は捕手腰之廻 (小具足組討) の「短剣術」表二十五ヶ条、同裏五十四ヶ条、同小裏十五ヶ条、同秘奥之伝十五ヶ条之大事、剣法抜刀(居合)の中抜刀七ヶ条、もうひとつの大殺之事は捕手腰之廻 (小具足組討) の「短剣術」表二十五ヶ条、同裏五十四ヶ条、同小裏十五ヶ条、同秘奥之伝七ヶ条之大事、同秘奥之伝十五ヶ条之大事であった。重複している名称は捕手腰之廻 (小具足組討)、羽手「拳法躰術」「柔術」、棒、などに多く、技術名称数順位と同じ傾向にある。これら数量的な事から竹内流の中心的な技術と見る事が可能であろう。最も得意な分野の武術を切磋琢磨し、一子相伝で伝授された技術をさらに創意工夫し子孫に伝える。この時には、いくらかの独自性が盛り込まれ、伝えられた表の技に対し、裏、小裏、極意、裏極意、奥義、秘術、前、付、秘奥義、奥伝、伝授、工夫などの技術開発が行われたと考えられる。技術の高度化、分極化、多様化はこの頃から既に始まっていたと思われ、興味深いものがある。なかでも、羽手「拳法躰術」「柔術」の杖捕三ヶ条に面しばき之事、小手しばき之事と唯一平仮名表記の技術名称があるが、これなどは最も新しく改良された技術の一つとして見て良いであろう。ごく最近考案された竹内流健康棒にも、平仮名表記がいくつか混じっているのは伝統の中に現代的な感じがして面白い。

まとめ

一子相伝、門外不出の掟を改め、貴重な免状、伝書、古文書の類を公開した「日本柔術の源流竹内流」をもとに、主として、技術名称の収録を行った。

竹内流の公開された背景やその沿革を解説した。歴代師範の系譜を作図することにより一子相伝の歴史や竹内流の教えを理解する手助けとした。

技術名称数は443数えられ、うち重複した名称を除き、最終的に322名称数が確認された。このうち20%に当る65の名称で2つから6つの重複があった。最も多いのが鴨之入首之事、次いで柄碎之事、大殺之事であった。

これらの数字より中心的な技術として捕手腰之廻（小具足組討）などが挙げられ、技術の体系化、高度化が推論された。

参考文献

- 1) 日本柔術の源流竹内流：竹内流編纂委員会編、日貿出版社、昭和54年。
- 2) スポーツの技術史（柔道の技術史）：岸野雄三、多和健雄編（老松信一）、大修館書店、昭和47年。
- 3) 格闘技の歴史：藤原稜三、ベースボール・マガジン社、平成2年。
- 4) 柔道：大滝忠夫、山海堂、昭和28年。
- 5) 相撲技術名称の変遷：真柄浩、明治大学教養論集210号、昭和63年。
- 6) 相撲技術名称の分類：真柄浩、明治大学教養論集220号、1989。
- 7) 講道館柔道の技術名称：真柄浩、明治大学教養論集250号、1992。